

茂原市男女共同参画計画 (概要版)

平成16年3月

茂 原 市

はじめに

近年の社会経済情勢は、少子高齢化、情報通信の高度化などにより大きく変化をしてきています。このように目まぐるしく変化する社会の中で、一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

平成11年6月に、国は「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現が緊急な課題とされ、地方公共団体や国民の責務も明記されました。

このような中、茂原市においても、市政運営の指針となる「茂原市総合計画」の中で「男女共同参画社会の実現」を掲げ、また、市民意識調査の結果などを参考に、「茂原市男女共同参画計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民及び事業者と行政が協力、連携し、積極的に施策の推進を図ってまいりたいと存じますので、皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画書の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」の委員の方々をはじめ、意識調査等にご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成16年3月

茂原市長 石井 常雄

計画策定の趣旨

豊かで活力にあふれた社会を築いていくため、女性も男性も自らの意思によって、あらゆる分野への活動に参画でき、ともに喜びと責任を分かち合える、男女共同参画社会の実現は、21世紀の大きな課題のひとつです。

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・学校・職場・地域など生活の様々な場面での性別役割分担意識等の固定的観念を払拭し、市民一人ひとりが、個人の自由な行動や生き方ができるような社会づくりをしていく必要があります。

このような社会を実現するため、市民共通の目標と行動の指針となる「茂原市男女共同参画計画」を策定するものです。



計画の基本理念

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの法律改正や「男女共同参画社会基本法」の成立、施行及びこれに基づく、男女共同参画基本計画の策定等、男女共同参画社会づくりに向けた様々な取り組みがなされてきました。

しかし、性別による固定的な役割分担などの社会的・文化的に形成された性別意識は、いまだ多くの人々の心に深く根付いており、男女共同参画社会を実現する上での大きな障害となっています。

女性も男性も、性別にとらわれることなく、互いにその個性と能力を十分に発揮し豊かで活力にあふれた、男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともにお互いの人権を尊重し、協力し合うとともに、その実現に向け、自ら考え、参加し、ともに創りあげていくという、「共生」と「共創」の精神を培っていく必要があります。

21世紀を迎えた今、市民と企業、行政が手を携え、女性と男性がともに喜びも責任も分かち合い、住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原を実現するため、男女共同参画社会基本法の基本理念を前提としつつ、「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと」を本市の基本理念にかかげ、男女共同参画社会づくりを進めます。

計画の期間

この計画は、2004年度（平成16年度）から2010年度（平成22年度）までの7年間とします。

計画の推進

男女共同参画計画を効果的に推進するために、男女共同参画への理解の浸透を図るとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、市民や団体及び企業等の連携を図りながら進めていきます。

1. 推進体制の整備

庁内外における推進体制の充実及び計画の適正な進行管理

2. 関係機関との連携

国、県に対する要請及び近隣市町村との交流・連携

施策の体系

【基本目標】

I 男女共同参画の意識づくり

【主要課題】

1 人権尊重意識の啓発

2 男女平等意識啓発の推進

【施策の方向】

(1) 人権尊重意識の啓発

(2) 女性の人権を守るための社会づくり

(1) 家庭における男女平等意識の啓発

(2) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

(3) 地域における男女平等意識の啓発

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

(2) 企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進

2 家庭・地域社会への男女共同参画の推進

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

3 労働の場における男女平等の促進

(1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保

(2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の促進

(3) 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備

III 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

1 安心して活動できる環境の整備

(1) 子育て支援の充実

(2) 高齢者・障害者介護の充実

2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

(2) 心と身体の健康づくり支援



基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

日本国憲法には個人の尊重や男女³制度が整備されたり、取り組みなども行が現状です。人権の尊重は普遍的な原則であり、男女共同参画意識づくりには、男女が互いの人権を尊重し合うことが不可欠です。

また、女性に対する暴力の根絶についても、人権を確立する上で欠くことのできない問題です。

このような問題を克服し、女性も男性も互いの人権を尊重し合いながらのびのびと生活できる社会を築きあげていくために、学校・家庭・地域などのあらゆる分野において、教育をはじめ広報、啓発事業などを中心として、人権尊重、男女平等の意識づくりを進めます。

主要課題1 人権尊重意識の啓発

■ 施策の方向

(1) 人権尊重意識の啓発

- 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催
- 男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成 など

(2) 女性の人権を守るための社会づくり

- ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談窓口等の充実と周知徹底
- 女性に対する暴力防止に関する意識啓発 など

主要課題2 男女平等意識啓発の推進

■ 施策の方向

(1) 家庭における男女平等意識の啓発

- 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催
- 家庭教育に関する相談の充実 など

(2) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

- 児童生徒等の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する教育等の推進
- 教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施 など

(3) 地域における男女平等意識の啓発

- 各種ボランティア活動への男女共同参画の促進
- 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催 など

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会づくりでは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担っていくことが重要であり、また、政策・方針決定過程に男女双方の意見を反映させていくことが必要です。このため、政治・経済における政策・方針決定過程への女性の参画推進に努めます。

また、家庭生活や地域における活動などについても、男女が互いの協力により、バランスよく担うことが必要であり、これらの分野における男女共同参画も推進します。

一方、労働の場においても、男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、個性と能力を発揮できる雇用、就業環境づくりを促進するとともに、農業や商工業など自営業における男女共同参画の促進に努めます。

主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

■ 施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 審議会等委員への女性参画の拡大
- 男女共同参画によるまちづくりの推進 など

(2) 企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進

- 女性の参画拡大について広く関係団体等へ要請
- 関係機関との連携による男女の雇用に係る法制度の周知 など

主要課題2 家庭・地域社会への男女共同参画の推進

■ 施策の方向

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

- 父親の子育てに関する学習機会の提供
- 家庭教育に関する相談の充実 など

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

- 地域活動や各種ボランティア活動等への男女共同参画推進のための啓発
- 地域の各種団体における女性役員の就任の促進 など

主要課題3 労働の場における男女平等の促進

■ 施策の方向

(1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保

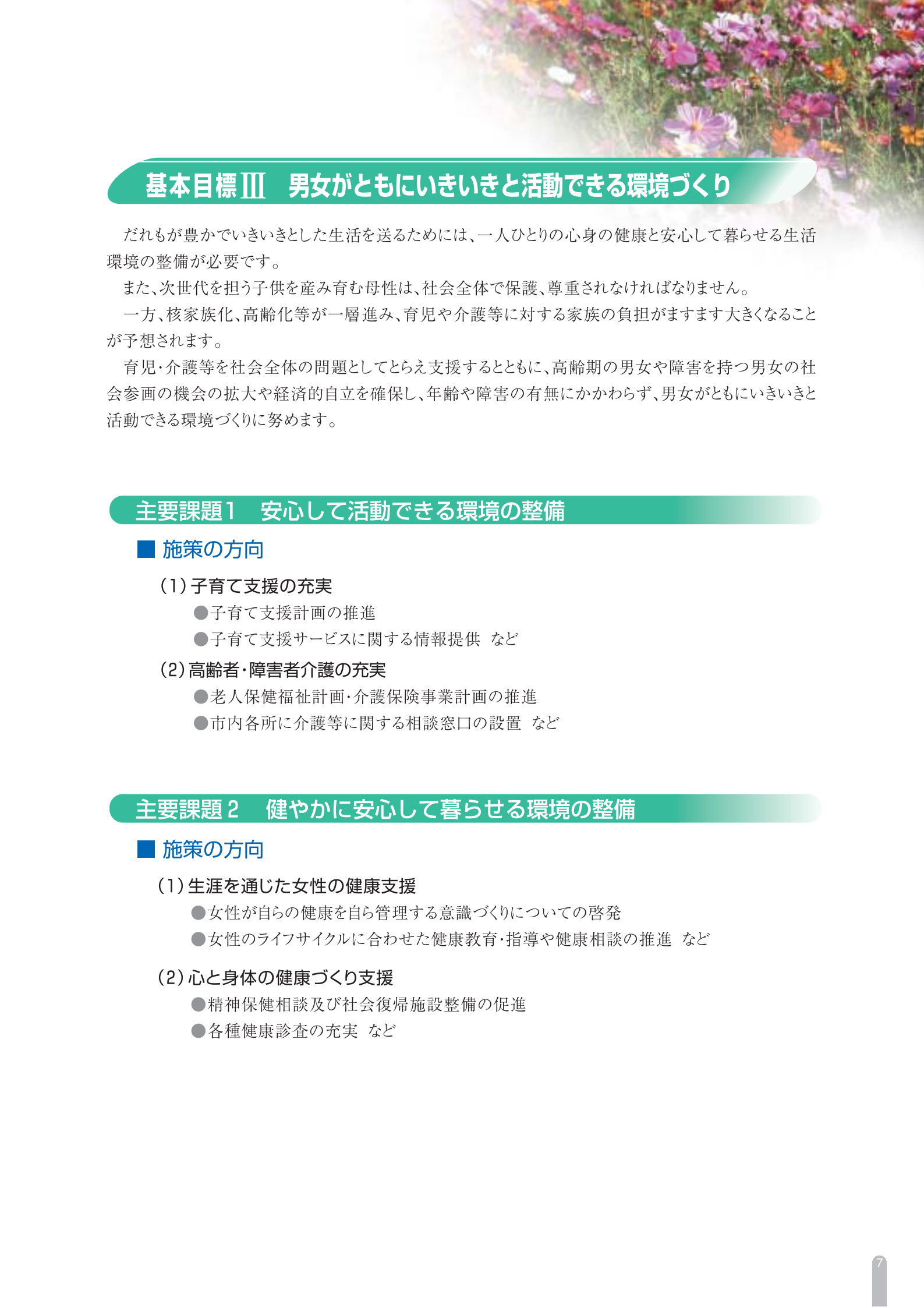
- 男女雇用機会均等法など法制度の周知・啓発
- 企業などが進めるポジティブ・アクションの促進 など

(2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の促進

- 農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成
- 農業における家族経営協定締結の推進 など

(3) 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備

- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発
- 就労に関する情報の収集・提供 など



基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

だれもが豊かでいきいきとした生活を送るためには、一人ひとりの心身の健康と安心して暮らせる生活環境の整備が必要です。

また、次世代を担う子供を産み育む母性は、社会全体で保護、尊重されなければなりません。

一方、核家族化、高齢化等が一層進み、育児や介護等に対する家族の負担がますます大きくなることが予想されます。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ支援するとともに、高齢期の男女や障害を持つ男女の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに努めます。

主要課題1 安心して活動できる環境の整備

■ 施策の方向

(1) 子育て支援の充実

- 子育て支援計画の推進
- 子育て支援サービスに関する情報提供 など

(2) 高齢者・障害者介護の充実

- 老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進
- 市内各所に介護等に関する相談窓口の設置 など

主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

■ 施策の方向

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

- 女性が自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発
- 女性のライフサイクルに合わせた健康教育・指導や健康相談の推進 など

(2) 心と身体の健康づくり支援

- 精神保健相談及び社会復帰施設整備の促進
- 各種健康診査の充実 など

男女共同参画社会基本法

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向けて国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

基本理念

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

②社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

⑤国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

茂原市男女共同参画計画（概要版） 平成16年3月
発 行 茂原市
編 集 茂原市企画財政部 企画政策課
千葉県茂原市道表1番地
TEL 0475-20-1516
FAX 0475-20-1603
E-mail kikaku@city.mobara.chiba.jp